

# 島根県営繕工事における週休2日促進工事実施要領

## 1. 目的

本要領は、島根県が発注する営繕工事における週休2日の確保に向けた取組において、労務費の補正等の試行を行うために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

## 2. 用語の定義

### (1) 週休2日

#### ① 月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

#### ② 通期の週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

#### ③ 週単位の週休2日

対象期間において、全ての週で2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

### (2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外としている期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

### (3) 現場閉所

緊急対応時や巡回パトロール、保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

### (4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

### (5) 4週8休以上

#### ① 月単位の4週8休以上

対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

② 通期の4週8休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

③ 週単位の4週8休以上

対象期間内の全ての週ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合が28.5%（2日/7日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含むものとする。

また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所の日数に含めるものとする。

### 3. 対象工事

原則として全ての営繕工事に適用する。

### 4. 発注方式等

次の①または②のいずれかによる方式を基本とし、請負対象金額4,000万円以上の営繕工事は、①により発注するものとする。ただし、学校、病院、その他施設管理者との調整が困難と認められる施設は②により発注するものとする。

また、請負対象金額4,000万円未満の営繕工事は、②により発注するものとする。

ただし、工事を分離発注する場合は、関連する全ての工事について同一の方式を選択する。

なお、いずれの場合も通期の週休2日の達成を遵守すること。

① 発注者指定方式 発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式

② 受注者希望方式 受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

### 5. 積算方法等

#### (1) 補正方法

月単位の週休2日促進工事（4週8休以上）については、補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価、単位施工単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正するものとし、その補正係数は1.02とする。

#### (2) 積算方法

##### ① 発注者指定方式

月単位の4週8休以上を前提に、(1)により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休以上に満たない

場合、契約書第25条の規定に基づき、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

② 受注者希望方式

労務費を補正せず工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の状況を確認後、月単位の4週8休以上である場合、（1）により労務費を補正し、契約書第25条の規定に基づき増額変更する。

③ 見積単価の取り扱い

見積単価作成のため製造業者又は専門工事業者等に対して見積りを依頼する場合は、現場閉所（現場休息）の条件を提示のうえ、徴取を行う。なお、現場閉所（現場休息）の達成状況に応じた請負代金額の変更については、（2）①及び②による。

## 6. 対象工事である旨等の明示

（1）対象工事である旨等の明示は、次に掲げる契約方式ごとに、それぞれ次に掲げる書面への記載（電磁的記録を含む。）により行うものとする。

- ① 一般競争入札の場合                   ：入札公告及び現場説明書
- ② 指名競争入札の場合               ：指名通知書及び現場説明書
- ③ 随意契約                               ：現場説明書

（2）（1）の現場説明書への記載は、別記によるものとする。

## 7. 現場閉所（現場休息）の確認方法等

（1）現場閉所（現場休息）の確認方法

① 工事着手前

- ・監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、月単位の週休2日、通期の週休2日又は週単位の週休2日が確保されていることを確認する。
- ・「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員に提出する。

② 工事着手後

- ・監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」等の修正にあたっては、受注者間で調整を行う。
- ・監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- ・受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程

表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出する。

③ その他留意事項

- ・現場閉所（現場休息）の状況の確認にあたっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- ・監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。
- ・監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2) 週休2日促進工事の見える化

週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

(3) 適正な工期の確保

発注者は、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の試験運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。

特に新営工事については、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

## 8. その他

(1) 工事成績評定

① 令和7年1月31日以前に指名通知及び入札公告する工事

発注者は、対象期間における現場閉所（現場休息）について、通期の週休2日を確保できた場合は、監督員及び主任監督員において工事成績評定の「Ⅱ. 工程管理その他」にて評価するものとする。

なお、週休2日を確保できなかった場合において、減点を行わない。

② 令和7年2月1日以降に指名通知及び入札公告する工事

発注者は、対象期間における現場閉所（現場休息）について、月単位の週休2日を確保できた場合は、総括監督員において、工事成績評定の「Ⅱ. 工程管理その他」にて評価するものとする。

また、月単位の週休2日を確保したうえで、週単位の週休2日を確保できた場合は、月単位の週休2日の確保における評価に加えて、さらに、総括監督員において、工事成績評定の「4. 工事特性 施工現場での対応 その他」にて評価するものとする。

る。

なお、週休2日を確保できなかった場合において、減点を行わないものとする。

(2) 元請下請の取引の適正化

週休2日促進工事の実施に当たっても、工期や契約金額等について、下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、関係部局に対して、対象工事の情報を提供するなど連携を密に行うものとする。

(3) 提出書類の虚偽

7.(1)②の「実施工程表」等に、虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

(付則)

(施行期日)

この要領は、令和3年5月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和5年12月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和6年1月30日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和8年3月17日から施行する。